

## 12. ソルベンシー・マージン比率

(単位：百万円)

項目	平成22年度末	平成23年度 第2四半期 (上半期)末
ソルベンシー・マージン総額 (A)	3,323,859	3,436,551
基金等	563,679	635,712
価格変動準備金	242,414	246,163
危険準備金	510,779	578,381
一般貸倒引当金	3,176	2,963
その他有価証券の評価差額×90% (マイナスの場合100%)	742,940	701,096
土地の含み損益×85% (マイナスの場合100%)	233,060	235,642
全期チルメル式責任準備金相当額超過額	812,786	818,253
負債性資本調達手段等	100,000	100,000
控除項目	—	—
その他	115,021	118,338
リスクの合計額	574,655	574,246
$\sqrt{(R_1 + R_8)^2 + (R_2 + R_3 + R_7)^2} + R_4$ (B)		
保険リスク相当額 R <sub>1</sub>	125,234	125,940
第三分野保険の保険リスク相当額 R <sub>8</sub>	48,606	48,405
予定利率リスク相当額 R <sub>2</sub>	66,141	65,475
資産運用リスク相当額 R <sub>3</sub>	458,905	458,389
経営管理リスク相当額 R <sub>4</sub>	14,134	14,132
最低保証リスク相当額 R <sub>7</sub>	7,834	8,423
ソルベンシー・マージン比率 $\frac{(A)}{(1/2) \times (B)} \times 100$	1,156.8%	1,196.8%

- (注) 1. 上記は、保険業法施行規則第86条および第87条ならびに平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しています。
2. 「控除項目」は、平成8年大蔵省告示第50号第1条の2に規定する他の保険会社または保険業法第106条第1項第3号から第5号までに掲げる子会社等の資本調達手段について、意図的な保有相当額があればこれを記載しますが、当社では該当項目はありません。
3. 「最低保証リスク相当額」は、平成8年大蔵省告示第50号第2条第4項に規定する標準的方式に基づいて算出しています。

(参考) 新基準によるソルベンシー・マージン比率

(単位：百万円)

項目	平成22年度末	平成23年度 第2四半期 (上半期)末
ソルベンシー・マージン総額 (A)	3,264,470	3,377,208
基金等	563,679	635,712
価格変動準備金	242,414	246,163
危険準備金	510,779	578,381
一般貸倒引当金	3,176	2,963
その他有価証券の評価差額×90% (マイナスの場合100%)	742,940	701,096
土地の含み損益×85% (マイナスの場合100%)	233,060	235,642
全期チルメル式責任準備金相当額超過額	812,786	818,253
負債性資本調達手段等	100,000	100,000
全期チルメル式責任準備金相当額超過額及び負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額	—	—
控除項目	—	—
その他	55,633	58,995
リスクの合計額		
$\sqrt{(R_1 + R_8)^2 + (R_2 + R_3 + R_7)^2} + R_4$ (B)	983,797	931,314
保険リスク相当額 R1	125,234	125,940
第三分野保険の保険リスク相当額 R8	48,606	48,405
予定利率リスク相当額 R2	170,371	168,639
資産運用リスク相当額 R3	768,317	718,075
経営管理リスク相当額 R4	22,388	21,349
最低保証リスク相当額 R7	6,872	6,391
ソルベンシー・マージン比率 $\frac{(A)}{(1/2) \times (B)} \times 100$	663.6%	725.2%

- (注) 1. 平成22年内閣府令第23号、平成22年金融庁告示第48号により、ソルベンシー・マージン総額及びリスクの合計額の算出基準について一部変更（マージン算入の厳格化、リスク計測の厳格化・精緻化等）がなされております。当該変更は平成23年度末から適用されます。上記は、仮に当該変更を平成22年度末及び平成23年度第2四半期（上半期）末に適用したと仮定した場合の数値です。
2. 「最低保証リスク相当額」は、標準的方式に基づいて算出しています。